



# 宮 崎 県 公 報

平成19年1月4日(木曜日)号外 第2号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

○宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出

の最高額.....	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数.....	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数.....	1

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第8号

平成19年1月21日執行の宮崎県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

1 候補者一人につき 30,796,300円

### 宮崎県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年1月3日現在次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,847人

選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数 223,721人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年1月3日現在次のとおりである。

平成19年1月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町、宮崎市高岡町の区域を除く。）選挙区 82,994人

都城市（都城市山之口町、都城市高城町、都城市山田町、都城市高崎町の区域を除く。）選挙区 35,748人

延岡市（延岡市北方町、延岡市北浦町の区域を除く。）選挙区 33,011人

日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,970人
小林市（小林市須木の区域を除く。）選挙区	10,720人
日向市（日向市東郷町の区域を除く。）選挙区	15,863人
串間市選挙区	6,294人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,857人
えびの市選挙区	6,577人
宮崎郡（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町の区域を含む。）選挙区	19,630人
北諸県郡（都城市山之口町、都城市高城町、都城市山田町、都城市高崎町の区域を含む。）選挙区	17,170人
西諸県郡（小林市須木の区域を含む。）選挙区	6,168人
東諸県郡（宮崎市高岡町の区域を含む。）選挙区	11,493人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,544人
東臼杵郡（延岡市北方町、延岡市北浦町、日向市東郷町の区域を含む。）選挙区	14,195人
西臼杵郡選挙区	6,881人